

参考資料：R6以降導入団体の概要

目次

R6以降導入団体の概要

■課税客体、税収の使途、課税標準、納税義務者①	・・・	1P
■課税客体、税収の使途、課税標準、納税義務者②	・・・	2P
■税率、徴収方法、収入見込額、課税免除等、徴税費用見込額、課税を行う期間、施行開始予定日③	・・・	3P
■税率、徴収方法、収入見込額、課税免除等、徴税費用見込額、課税を行う期間、施行開始予定日④	・・・	4P

R6以降導入団体の概要

■課税客体、税収の使途、課税標準、納税義務者①

項目	1	2	3	4	5	6
自治体名	静岡県熱海市	北海道赤井川村	北海道札幌市	北海道小樽市	北海道釧路市	北海道北見市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	札幌市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	小樽市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	釧路市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	北見市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる	札幌市が、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組、観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立てなど、小樽観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入れ環境の充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	地域資源の魅力向上、受入環境の充実及び持続可能な観光振興その他の地域社会及び北見市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	市内の宿泊施設への宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納税義務者	市内の宿泊施設への宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者

R6以降導入団体の概要

■課税客体、税収の使途、課税標準、納税義務者②

項目	7	8	9	10	11	12	13
自治体名	北海道網走市	宮城県	宮城県仙台市	岐阜県高山市	岐阜県下呂市	島根県松江市	広島県
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	宮城県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る施設	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(民泊)に係る住宅	高山市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	広島県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	地域資源の磨き上げと魅力向上 持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び網走市経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用	宮城県の観光資源の魅力の増進、旅行者の受入に必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てる	先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市飛騨高山」の実現に資する費用	駅舎、景観整備など観光客の受入環境の整備充実 ・観光資源の魅力の増進、情報発信 ・その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用	地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者

R6以降導入団体の概要

■ 税率、徴収方法、収入見込額、課税免除等、徴税費用見込額、課税を行う期間、施行開始予定日③

項目	1	2	3	4	5	6
自治体名	静岡県熱海市	北海道赤井川村	北海道札幌市	北海道小樽市	北海道釧路市	北海道北見市
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき、200円	1人1泊につき、宿泊料金が (1)2万円未満の場合 … 200 円 (2)2万円以上の場合 … 500 円	1人1泊につき、宿泊料金が (1)5万円未満 …200 円 (2)5万円以上 …500 円	1人1泊につき 200 円	1人1泊につき 200 円	1人1泊につき 200 円
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
収入見込額	(平年度)約6億円	(平年度)約 41.6 百万円	(平年度)約 27.3 億円	(平年度)約 2.2 億円	(平年度)約 3.0 億円	(平年度)約 1.4億円
課税免除等	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他の学校行事に参加する者 ・公益上その他の自由により規則で定める者	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・宿泊料金が1人1泊 8,000 円未満の宿泊者	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)
徴税費用見込額	(平年度)29,509千円	(平年度)約 1.5 百万円	(平年度)約 1.8 億円	(平年度)約 0.2 億円	(平年度)約 0.2 億円	(平年度)約 0.2億円
課税を行う期間	条例施行後5年間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり
施行開始予定日	令和7年4月1日	令和7年 4月 1日 条例施行(予定) ※11月に延期	令和8年 4月 1日 条例施行(予定)	令和8年 4月 1日 条例施行(予定)	令和8年 4月 1日 条例施行(予定)	令和8年 4月 1日 条例施行(予定)

R6以降導入団体の概要

■税率、徴収方法、収入見込額、課税免除等、徴税費用見込額、課税を行う期間、施行開始予定日④

項目	7	8	9	10	11	12	13
自治体名	北海道網走市	宮城県	宮城県仙台市	岐阜県高山市	岐阜県下呂市	島根県松江市	広島県
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
税率	1人1泊につき 200 円	【全県】1人1泊につき 300 円 【仙台市内】1人1泊につき 100 円	1人1泊につき 200 円	1人1泊につき、宿泊料金が (1)1万円未満 …100 円 (2)1万円以上3万円未満 …200 円 (3)3万円以上 …300 円	1人1泊につき、宿泊料金が (1)5千円未満 …100 円 (2)5千円以上 …200 円	1人1泊につき 200 円	1人1泊につき 200 円
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
収入見込額	(平年度)約 70 百万円	(平年度)約 12.5 億円	(平年度)約 10.2 億円	(平年度)約4億円	(平年度)約2億円	(平年度)約 3.3 億円	(平年度)約 23 億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	・宿泊料金が一人一泊 6,000 円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	・宿泊料金が一人一泊 6,000 円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)	・年齢 12 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者 ・修学旅行等の参加者(引率者及び介助者も含む)	・年齢 12 歳未満の者 ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・その他市長が認める者	・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・宿泊料金が1人1泊 5,000 円未満の宿泊者	・宿泊料金が1人1泊 6,000 円未満の宿泊者 ・修学旅行等の参加者(引率者も含む)
徴税費用見込額	(平年度)約 3.2 百万円	(平年度)約1.0億円	(平年度)約 0.8 億円	(平年度)約 26 百万円	(平年度)約 9.2 百万円	(平年度)約 14 百万円	(平年度)約 1.3 億円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直しを行うこととする規定あり	条例施行後3年(その後は5年)を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり
施行開始予定日	令和8年 4月 1日 条例施行(予定)	令和8年1月13日 条例施行(予定)	令和8年1月13日 条例施行(予定)	令和7年 10 月 1日 条例施行(予定)	令和7年 10 月 1日 条例施行(予定)	令和7年 12 月以降 条例施行(予定)	令和8年 4月 1日 条例施行(予定)